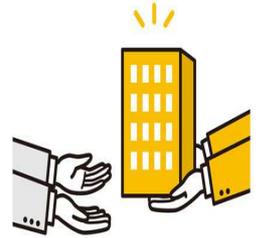


2025年税制改正で事業承継税制が使いやすく！

経営者の高齢化が進む中、事業承継は多くの中小企業等にとって喫緊の課題となっていますが、「後継者がまだ若い」「役員にしたばかりで年数が足りない」等の理由で、これまで事業承継税制の活用をあきらめていた企業等も少なくありませんでした。

そのような状況下の中で、2025年の税制改正により「事業承継税制」が大きく使いやすくなりました。これまで制度利用のハードルとなっていた「3年ルール」が撤廃されたことで、より柔軟な承継が可能になります。



「事業承継税制」とは、中小企業の経営者が後継者に自社株を贈与・相続する際に発生する多額の贈与税・相続税が、一定の条件を満たせば猶予・免除できる制度のことです。

事業承継時の税負担が重く、事業承継を断念せざるを得ないというケースもあるということで導入された制度で、一定の条件を満たすことにより贈与税・相続税の納税が猶予され、最終的には免除される可能性もあるもので、中小企業の円滑な世代交代を支援する非常に重要な制度といえます。

これまでの同制度では、
後継者が、法人の場合は贈与の3年以上前から役員であること
後継者が、個人事業の場合は贈与の3年以上前から事業に従事していること
を要件として満たす必要があり、この3年ルールが、後継者の選定が遅れた企業等にとっては、大きな障壁となっていました。

これが2025年の改正によって、
法人は贈与の直前に役員であればよい
個人事業者は贈与の直前に事業に従事していればよい
ということになったので、後継者が最近就任したばかりでもこの制度を活用できるようになり、**承継のタイミングに柔軟性が生まれました。**

ただし、制度が使いやすくなったとはいえ、実務上の注意点があります。

- (1) 特例承継計画(企業等が作成し、認定支援機関が当該会社等の後継者や承継時までの経営見通し等所見を記載するもの)の提出期限は2026年3月31日までとされ、この計画を提出していないと、特例措置は受けられません。
- (2) 制度の適用期限として、法人は2027年12月31日まで、個人は2028年12月31日までとされています。また、贈与の直前に「代表権を持っていること」が必要なケースもあるため、制度の適用可否や、贈与・相続のタイミング等を早めに専門家に相談する等、計画的な準備が必要です。

2025年度の改正で、「事業承継税制」はより柔軟で実務的な制度になりました。この機会に、後継者の選定と役員就任のタイミングを確認し、特例承継計画の提出を準備して、専門家と早めに相談する等、事業承継の計画を見直し、次の世代へのバトンタッチをスムーズに進めていくことがよいといえるかもしれません。